



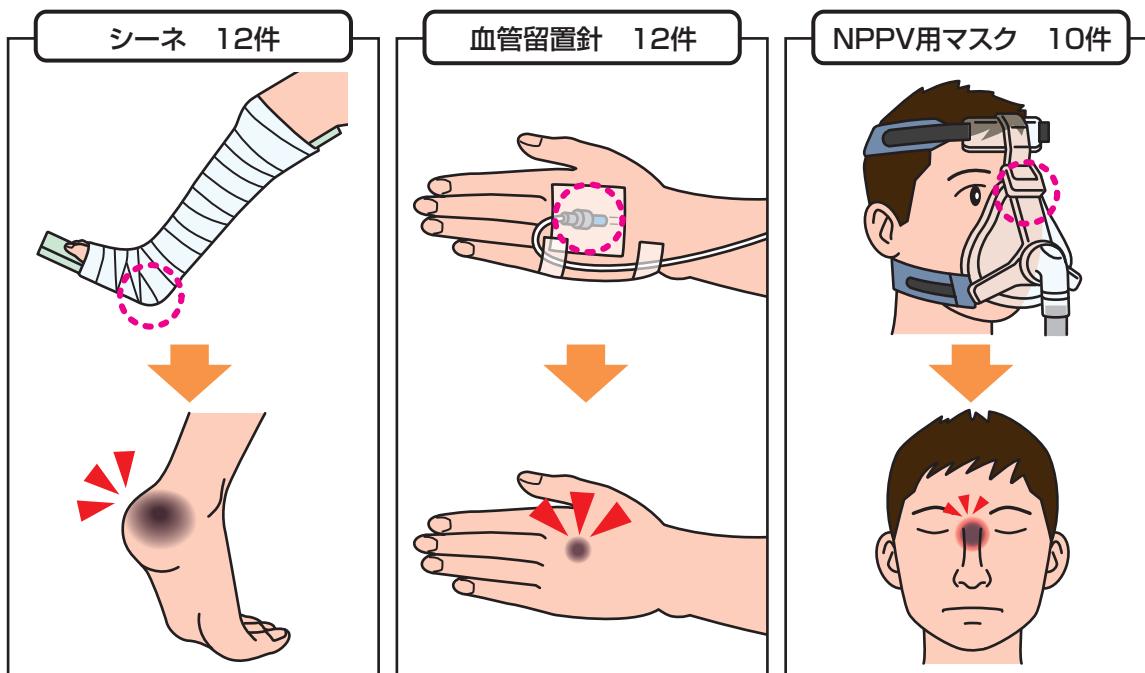
No.192 2022年11月

医療関連機器による圧迫創傷

患者に医療関連機器圧迫創傷(MDRPU:Medical Device Related Pressure Ulcer)が生じた事例が80件報告されています(集計期間:2018年1月1日～2022年9月30日)。この情報は、[第67回報告書「分析テーマ」](#)で取り上げた内容をもとに作成しました。

医療関連機器により皮膚が圧迫されていた部位に創傷を生じた事例が報告されています。

圧迫創傷の発生に関わった主な医療関連機器と件数



- ◆その他に、気管切開チューブ(固定用の紐を含む)6件、胃管・イレウス管5件、弹性ストッキング、ミトン各4件、手術用体位固定具3件などが報告されています。
- ◆医療関連機器には、医療機器以外に物品・器具等も含みます。



医療関連機器による圧迫創傷

事例 1

患者は大腿骨頸上骨折のため、大腿部から踵部をシーネで固定され、入院した。シーネは医師の処置時のみ外すため、看護師は定期的な皮膚の観察ができなかった。入院5日目、手術のため医師がシーネを外した際、右踵部に創傷を発見し、ドレッシング材で保護した。術後、右踵部に浸出液と黒色壞死を認めた。

事例 2

入院時、看護師は患者にNPPV(非侵襲的陽圧換気)用マスクを装着する際、鼻背部、両頬部にドレッシング材を貼付した。リークがないようにマスクを密着させていた。入院4日目の口腔ケアの際、看護師がドレッシング材を除去すると鼻背部に発赤を認め、ドレッシング材を交換してマスクの装着を継続した。入院6日目、鼻背部から右頬部にかけて浸出液を認め、皮膚壞死を生じていた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・シーネやNPPV用マスクなどを固定・装着することにより、MDRPUを生じる可能性があることを周知する。
- ・医療関連機器で圧迫されている可能性がある部位について、具体的な症状の有無の把握と皮膚の観察を定期的に実施する。
- ・MDRPUが発生するリスクをアセスメントして、必要時は皮膚科医や皮膚・排泄ケア認定看護師に相談する。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。<https://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話 : 03-5217-0252(直通) FAX : 03-5217-0253(直通)

<https://www.med-safe.jp/>